

# 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

## 第 74 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 10 月 19 日（月） 13:30～14:02

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

石見専門委員、鎌田専門委員、橘田専門委員、児玉専門委員、  
澤田専門委員、澁谷専門委員、手島専門委員、中島専門委員、  
飯専門委員、山崎専門委員、和久井専門委員

(食品安全委員会委員)

長尾委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、北條評価課長、前田評価調整官、  
鶴身課長補佐、松尾係長

5. 配布資料

資料 専門委員職務関係資料

6. 議事内容

○前田評価調整官 定刻になりましたので、ただいまから第 74 回「遺伝子組換え食品等専門調査

会」を開催いたします。本調査会は公開で行います。

所用により、五十君専門委員、海老澤専門委員、小関専門委員は御欠席でございまして、和久井専門委員と澁谷専門委員がちょっと遅れておられるところでございます。

このたび、10月1日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われまして、本日は改選後の最初の会合に当たりますので、座長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。私は、事務局の前田と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、見上食品安全委員会委員長代理より、ごあいさつ申し上げます。

○見上委員 業務御多忙の折、このたび食品安全委員会の専門委員への就任を御承諾いただき、誠にありがとうございます。食品安全委員会の委員長に代わり、お礼申し上げます。

皆様は、遺伝子組換え食品等専門調査会に所属する専門委員として、小泉委員長より指名させていただきました。専門家としての優れた御見識を食品の安全に関するリスク評価に生かしていただけるのは、誠に心強い限りです。これから何とぞよろしくお願い申し上げます。

食品安全委員会は、科学を尊重して、食品の安全性を守っていくことを目的として、平成15年7月に設置されました。委員会は原則として毎週開催し、私を含めて7人の委員でさまざまな案件を審議しております。

また、委員会の下に専門事項の審議を行う専門調査会などを設けており、この遺伝子組換え食品等専門調査会もそのうちの1つです。いずれの審議も基本的に傍聴を認めているほか、資料や議事録はホームページで公開しており、高い透明性を誇っております。

食品の安全は、リスク評価とリスク管理とが別々に機能する枠組みによって守られております。食品安全委員会は、食品の安全性に関するリスク評価機関であり、独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づいて、客観的、公正な立場から調査審議することを求められています。

一方、リスク管理機関はリスク評価の結果を前提とし、さまざまな事情を考慮して、政策を決定、推進しています。専門委員の皆様は、この機能分担を十分御認識いただいて、御審議くださいますようお願いいたします。

さて、遺伝子組換え食品等専門調査会では、14名の専門委員の方々をお願いして、遺伝子組換えを行って生産される植物や食品添加物等の安全性評価を行っていただくこととなります。食品の安全性に関するリスク評価は、国内、国外を問わず強い関心が寄せられています。この仕事は、食品の安全を最も根源的なところで支える重要な意義深い仕事です。専門委員の皆様には、御負担をおかけしますが、国民の本当の期待に応えるべく、正当なリスク評価を迅速に行っていただきますようお願いいたします。

以上、あいさつに代えさせていただきます。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

続きまして、本調査会の担当委員でございます長尾委員からごあいさつがございます。よろしくお願いたします。

○長尾委員 長尾でございます。このたびは食品安全委員会の専門委員への就任をお引受けいただきまして、心から感謝いたします。

ただいま、見上委員長代理からごあいさつがありましたように、先生方に御参加いただくこの遺伝子組換え食品等専門調査会は、微生物学、遺伝子工学、生化学、免疫学、毒性学と非常に幅広い分野の14名の専門委員の方々に構成されております。

本調査会は、これまで73回の会合を開催して、91件の遺伝子組換え食品等の安全性について評価を行っていただいております。今後、これまでの害虫抵抗性や除草剤耐性の形質を付与した植物に加えまして、植物の代謝系を改変した特定の栄養成分を増加させるものや、環境影響に耐性を持つもの等、新しい形質を付与したものの増加が予想されております。

一方で、遺伝子組換え食品に対する国民の関心は非常に高いものがありまして、昨年、内閣府で行われました意識調査の報告によりますと、中高の先生方でも55%の方が安全性評価の根拠がわかりにくいと回答しているそうでありまして、科学的にやるわけですので、仕方がない面もあると思っております。

このような中で、専門委員の先生方におかれましては、研究や教育のお忙しい本業の中ではございますけれども、それぞれの分野での御経験や研究成果などを当専門調査会の調査審議に十分活用していただきまして、御審議をお願いできればと思います。

今後ともよろしくお願いたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、議事次第に基づきまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿、資料といたしまして「専門委員職務関係資料」となっております。

また、これら以外の資料につきましては、紙ファイルにとじまして、先生方の机の上に置かせていただいております。本ファイルにつきましては、調査会終了後回収させていただき、次回また配付いたします。

なお、お手元の封筒には、内閣総理大臣からの食品安全委員会の専門委員として任命の辞令、そして食品安全委員会委員長からの属すべき専門調査会の指名についてお届けしております。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず「(1) 専門委員の紹介」についてでございます。

配付の専門委員名簿に基づきまして、「五十音順」に紹介させていただきます。

なお、今回新たに御就任されました専門委員におかれましては、抱負なども含め、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

本日は御欠席でございますが、五十君静信専門委員でございます。

石見佳子専門委員でございます。

本日は御欠席でございますが、新たに専門委員となられました海老澤元宏専門委員でございます。

本日は御欠席でございますが、小関良宏専門委員でございます。

鎌田博専門委員でございます。

橘田和美専門委員でございます。

児玉浩明専門委員でございます。

○児玉専門委員 よろしく申し上げます。

千葉大学の園芸学研究科で遺伝子組換え植物で、特に遺伝子の安定した発現がどういう仕組みで起きるかということの研究しております。RNAサイレンシングの過剰発現というところを研究しております。

今回は、鎌田先生にお声をかけていただきまして、こういうところに参加させていただくことになりましたけれども、送られてきた資料があまりにも膨大で、一体何から勉強したらいいのかという感じですが、皆さんに御指導いただいて、勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

澤田純一専門委員でございます。

澁谷直人専門委員でございますが、ちょっと遅れておられるようです。

手島玲子専門委員でございます。

中島春紫専門委員でございます。

○中島専門委員 明治大学の中島でございます。本日からお世話になります。

専門はコウジカビでございまして、バクテリア、パン酵母、コウジカビなど、微生物関連が守備範囲でございます。1999～2001年まで、文部科学省の学術調査官を務めまして、そのときに遺伝子組換え実験指針の改訂、私がいる間には締結されませんでしたけれども、カルタヘナ法の下準備等で、この世界に足を突っ込んだのが運の尽きで、これまでも学校教員向けの遺伝子組換え実験の講習等々をやらせていただいております。

このたびは、鎌田先生の御紹介で皆様と一緒に仕事をさせていただくことになりました。一所

懸命やりますので、よろしく願いいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

飯哲夫専門委員でございます。

山崎壮専門委員でございます。

和久井信専門委員でございます。

ありがとうございます。

また、本日は食品安全委員会の委員にも御出席いただいております。御紹介させていただきます。

冒頭ごあいさつをいただきました見上委員長代理でございます。

また、ごあいさついただきました長尾委員でございます。

廣瀬委員でございます。

村田委員でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

事務局長の栗本でございます。

事務局次長の太谷でございます。

評価課長の北條でございます。

課長補佐の鶴身でございます。

係長の松尾でございます。

技術参与の伊藤でございます。

また、10月1日付けで事務補助員の堀内の後任として着任しました豊福でございます。

最後に私、評価調整官の前田でございます。よろしく願いいたします。

次に、専門調査会の運営等について御説明をさせていただきます。

お手元にお配りいたしております資料の「専門委員職務関係資料」に基づき、専門調査会の運営等について説明をさせていただきます。

再任されました専門委員の方におかれましては、繰り返しになりますが、簡単に説明させていただきます。

まず「21年10月」と書かれております関係資料の1ページ目でございます。先ほども見上委員長代理のごあいさつにもございましたが、食品安全基本法という法律が平成15年7月に施行されたところございまして、食品の安全性の確保に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするということと、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するという目的の下に法律が制定されたところでございます。

第 11 条は「食品健康影響評価の実施」ということがございまして、施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理学的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価を食品健康影響評価と申してございしますが、それが施策ごとに行われなければならないということが第 11 条に示されているところでございます。

3 ページ、第 12 条、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて行われなければならないということで、科学的根拠に基づいた施策の推進という点が記載されているところでございます。

4 ページ「3 委員会の所掌事務」でございまして。

食品安全委員会の所掌事務といたしまして、第 23 条の一～七号までございまして、その中で皆様方に特に関わる部分といたしましては、第二号「次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと」、第六号「第 2 号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと」、第七号「第 2 号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること」といった点でございまして。

その後の専門委員の点でございまして、8 ページ目の第 36 条でございまして。

「委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる」ということで、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命するという点と、非常勤であるという点がございまして。

「リスク管理」と「リスク評価」という点につきましては、10 ページに「食品安全を守るしくみ」ということで、リスク管理機関、厚生労働省、農林水産省等からいろいろと諮問などを受けて、それに対して安全性に係るリスク評価を行うのが食品安全委員会の役割でございまして。

12 ページは「2 専門調査会の調査審議について」でございまして。

先ほどの法律に基づきます食品健康影響評価に関する調査審議の手順といたしまして、厚生労働省、農林水産省などのリスク管理機関から諮問を受けた場合、食品安全委員会は諮問の内容についてリスク管理機関から説明を受け、審議を行った上で専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼するという仕組みでございまして。

2 番、専門調査会は食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行い、評価書案を取りまとめる。

3 番、評価書案につきましては、原則としてパブリック・コメントとっておりますが、国民からの意見募集を行うということをしてございまして。

4 番、食品安全委員会は専門調査会からの調査審議の結果を基に審議を行い、評価結果を決定し

て、関係するリスク管理機関に通知をするといった流れで食品健康影響評価が行われているところ  
でございます。

13 ページ「第2 組織及び運営の一般原則」についてでございます。

各専門調査会に属すべき専門委員は、委員長が指名するということ。

専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するということ。

座長が会議の議長となるということ。

座長に事故があるときその職務を代理する座長代理をあらかじめ指名しておくことが定められ  
てございます。

「第3 調査審議に当たって特に留意すべき事項」でございます。

食品または危害要因に係る許認可が関係いたしてございますので、特別の利害関係を有する専門  
委員につきましては、専門調査会の判断により、調査審議から除籍、具体的には調査審議の会場か  
らの退室、発言の制限等が行われるという決まりになってございます。

「2 調査審議の公開」でございます。

こちらにつきましても「食品安全委員会の公開について」という取決めがございますが、その調  
査審議の結果、意見等が公開されますが、会議、議事録、提出資料等も個人の秘密、企業の知的財  
産等が開示され特定な者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則として  
公開されることとなっております。

14 ページは、先ほどの調査審議の流れでございます。

リスク管理機関から食品安全委員会への資料送付。

本委員会での審議。

専門調査会での審議。

国民からの意見の募集。

そして、必要に応じて専門調査会で評価書（案）の修正などがございます。

また、食品安全委員会の親委員会からの御意見に基づいて、必要に応じて専門調査会で再度審議  
をお願いするということもございます。

そういった過程を経た上で、最終的に本委員会では審議・評価結果の決定を行って、リスク管理機  
関に通知をするという流れでございます。

15 ページからは「②食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。

17 ページは、食品安全委員会の下に置かれております専門調査会の一覧でございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会は下から3つ目でございますが、遺伝子組換え食品等の食品健康  
影響評価に関する事項について調査審議することが所掌事務となっているところでございます。

20 ページは「3 専門調査会の調査審議以外の業務について」でございます。

1つ目が、リスクコミュニケーションでございます。

食品に関するリスクにつきまして、調査審議の状況、結果等を踏まえ、食品の安全性の確保に関する正確な情報の提供ということで意見交換会などを毎年行っておりますので、そちらに御参加していただくなどの御協力をお願いすることがございます。

21 ページ、2つ目が、国際会合への出席でございます。

食品の安全性の確保に関する国際会合に出席いただきまして、海外のリスク評価機関との連携などの御協力もお願いをすることがございます。

22 ページ、3つ目が、食品健康影響評価技術研究運営委員会でございます。

食品安全委員会がっております研究でございますが、その研究の運営委員会の構成員として御参加いただいて、研究領域候補の選定、研究課題の評価等に御協力をいただくこともございます。

25 ページ、4つ目が、国会への参考人招致ということでございます。

以前にも牛海綿状脳症、BSE 関係で何回か国会に参考人招致をされた専門委員の方もございますが、非常に国民の関心の高い事項につきまして、専門委員に参考人または政府参考人として出頭を求め、その意見又は説明を聞くということがございますので、御了承いただければと思います。

26 ページ「4 自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方について」でございます。

厚生労働省や農林水産省からの諮問以外にも、食品安全委員会が自ら国民の関心の高い分野について評価を行うということがございますし、食品の安全についての危険性について海外の文献、国内の文献でどういった点が明らかになっているか、そういったものをまとめたものがファクトシートというものでございます。29 ページにこちらの作業フローがございます。

そういった評価をしていく上で、ファクトシートの作成につきましても、自ら評価の審議につきましても、関係する部分につきましては、専門調査会の先生方の御協力を得ることがございますので、よろしくお願ひできればと思います。

横になっておりますが、28 ページの下から3段目にQ & A という欄がございます。食品安全委員会に設置されています「食の安全ダイヤル」という電話がございますが、そこに寄せられた質問などについて、Q & A 形式でわかりやすく情報提供をするということもございますが、そういった点につきましても、科学的知見に基づきいろいろと御質問をさせていただくこともございますので、よろしくお願ひできればと思います。

30 ページからは「5 食品安全委員会の緊急時対応において全ての専門調査会に期待される役割について」でございます。主に4点ございます。

(1) 平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供。



(2) 食品安全委員会会合への出席及び専門的意見の提示。

(3) 各専門調査会での緊急的な開催。

(4) その他といたしまして、まれではございますが、緊急時に現地に事務局職員及び専門委員等を派遣することもございますので、また御了承いただければと思います。

33 ページからは「6 専門委員の服務について」でございます。

専門委員の方々におかれましては、非常勤の職員とはいいますが、国家公務員法第2条の規定によりまず一般職国家公務員ということでございますので、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定の順守が求められているところでございます。

その内容の主なものといたしましては「1 サービスの根本基準」は、国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関係団体等一部の国民の奉仕者ではないということが法律に定められてございます。

「2 法令及び上司に従う義務」は、この食品安全委員会委員長の専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられているということが1点ございます。

「3 争議行為の禁止」は、サボタージュ、その他の争議行為等の禁止が規定されているところでございます。

34 ページ「4 信用失墜行為の禁止」でございます。

「5 秘密を守る義務」は、専門委員を辞められた後にも課せられるものでございます。

「6 職務に専念する義務」は、専門調査会の開催時間、各種の打ち合わせの時間など、所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきであるとされております。

「7 サービスに関する規定に違反した場合の処分」は、懲戒処分などもまれにあることも規定がございます。

下に括弧書きで書いてございますが、専門調査会で議論されたことにつきまして、マスコミ等から問い合わせを受けることがある可能性がございます。その場合につきましては、食品安全委員会の専門委員ということで回答されますと、食品安全委員会の見解という形でマスコミが取り上げることがございます。一専門家として、食品の安全性の確保に関する個人的見解の公表することが、特に国家公務員の服務に関する規定に違反や懲戒事由になることはございませんけれども、この場合におきましても、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないように御注意お願いできればと考えております。

35 ページは「7 食品健康影響評価技術研究について」でございます。

研究予算は1課題当たり4,000万程度で3年以内ということで行っておりますが、36、37 ページに、現在進行中の研究課題についての紹介をしております。

38 ページは「8 食品安全総合情報システムについて」でございます。

こちらは、食品安全委員会のホームページから文献情報や危害情報などについてのデータ、食品リスク評価や管理施策、食品安全に関するテーマごとの情報などを提供してございます。

39 ページは「9 食品安全委員会事務局組織図」でございます。

事務局長、次長の下に、総務課、評価課、勧告広報課、情報・緊急時対応課の4課とリスクコミュニケーション官の構成となっております。

40 ページからは「食品安全基本法」などの関係の法律。

48 ページからは「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」ということで、御参考に御覧いただければと思います。

少し長くなりましたが「専門委員職務関係資料」についての説明は、以上でございます。

何か御意見、御質問はございますでしょうか。

では、その他お気づきの点がございましたら、後ほどでも結構でございますので、事務局までお問い合わせいただければと思います。

それでは、説明した内容について御確認いただき、また御留意いただきまして、専門委員としてお務めいただきたいと存じます。

次に、本専門調査会の座長の選出をお願いいたしたいと思います。

座長の選出につきましては、先ほど説明した資料の15ページ目に「食品安全委員会専門調査会運営規程」が載っているところでございますが「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とこととされております。いかがでございましょうか。

手島専門委員、どうぞ。

○手島専門委員 前回まで座長を務めていただきました澤田先生を座長として推薦させていただきますと思います。

○鎌田専門委員 私は座長代理だったんですが、私が出る幕がないぐらいきちんとやっていたいていまして、澤田先生には適任としてうまくまとめていただいていたので、そのままやっていたければと思います。

○前田評価調整官 ただいま、手島専門委員、鎌田専門委員から、澤田専門委員を座長にという御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(拍手起こる)

○前田評価調整官 拍手で御承諾いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に澤田専門委員が互選されました。

澤田専門委員、座長席にお移りいただきたいと思います。

(澤田専門委員、座長席へ移動)

○前田評価調整官 それでは、これ以降の議事進行につきましては、澤田座長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○澤田座長 引き続きまして、座長を仰せつかることになりました。今後ともよろしくお願いいたします。御推薦いただきまして、大変ありがとうございました。

先ほど、長尾先生からもお話がありましたように、これからはまた新しいタイプの遺伝子組換え食品、添加物が出てくるかと予想しております。安全性評価の面からも、科学的な安全性評価、新しいものに対応したガイドラインの整備等々、これから遅滞なくやっていく必要があるかと考えております。それにつきましては、専門委員の皆様のお知恵を借りることが多々ございますかと考えておりますので、今後ともよろしく御協力をお願いしたいと思います。

それでは、引き続きまして、議事を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、私の方から御提案をさせていただきたいと思っております。

まず、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとあります。

したがいまして、私の方から座長代理といたしまして、引き続き鎌田専門委員にお務め願いたく、指名させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鎌田専門委員 わかりました。よろしくお願いいたします。

○澤田座長 ありがとうございます。

それでは、鎌田座長代理、一言ごあいさつがございましたらお願いいたします。

○鎌田専門委員 座長からお話がありましたように、多分今日から早速新しいタイプの組換え食品の議論をしなければいけないので、座長に何も無いことを願いつつ、できるだけいろんな議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○澤田座長 ありがとうございました。

それでは、以上で第74回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を終了させていただきます。

10分ほど経ちましたら、非公開で第75回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。14時10分からとさせていただきたいと思っております。